

豊中市社会福祉協議会

権利擁護・後見サポートセンターニュース

〒561-0881 豊中市中桜塚2-29-31 地域共生センター東館2階

電話：06-6841-9382 FAX：06-6841-2388

後見サポートセンターをご活用ください



当センターは、成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる『中核機関』として豊中市より委託を受けています。成年後見制度の利用を必要とする方やそのご家族だけでなく、支援者や関係機関からの相談もお受けしており、内容に応じて、センター職員による対応のみならず弁護士や司法書士といった専門職の方々と連携・協力の上、対応しております。

今年度は、『成年後見制度』『意思決定支援』『死後事務委任契約』『日常生活自立支援事業』など様々なテーマで研修・講座のご依頼を受け、研修の開催や講師派遣を行いました。講師派遣ではご依頼元が行政機関や金融機関、市民団体など多岐に渡り、主催事業ではご参加いただいた方々の所属や世代など幅が広がっており、改めて『成年後見制度』をはじめとする権利擁護支援に対する関心が市内各所において高まっていると実感いたしました。

引き続き個別相談・弁護士相談に加え、研修・講座の企画や講師派遣も行っておりまいますのでご活用ください。

● 成年後見制度利用に関する相談【電話・来所・訪問(要相談)】

- ・ 成年後見制度について知りたい。
- ・ 成年後見制度を利用したい。
- ・ 金銭管理が不安な利用者がいるので一緒に話を聞いてほしい。
- ・ 後見人とうまくコミュニケーションをとれていないので間に入ってほしい。（支援チームの形成）

※支援者や地域の方に向けた出張講座も承ります。お気軽にご相談ください。

成年後見制度の申立てについて



当センターへのご相談の中で成年後見制度を利用することを決め、どのような手続きが必要か問合せをいただくことが多く、今号では申立の方法についてご紹介させていただきます。

① 大阪家庭裁判所から『成年後見申立てセット』を手元に準備する

入手方法：【大阪家庭裁判所ホームページからダウンロード】【大阪家庭裁判所窓口で入手】

【大阪家庭裁判所から郵送にて取り寄せ】

② 申立てセットの作成、チェック表にもとづき医師の診断書や戸籍謄本など書類準備

③ 大阪家庭裁判所に完成した申立てセットを提出

当センターは申立て書類の作成についての相談やご希望により、作成した書類の内容チェックをしております。ただし、申立て人に代わって書類の作成を行うことは出来ません。代理作成が必要な場合は専門職（弁護士・司法書士など）にお繋ぎします。

申立てを行うことが出来る人は【本人】【四親等以内の親族】などに限られています。

※『成年後見申立てセット』は当センターにございませんので申立てをされる方は上記方法で各自ご準備ください。

エンディングノートを作成しました！

エンディングノートとは、自分が亡くなる時に備えて、必要な情報や自分の思いを書いておくノートです。エンディングノートを作成することで、残された家族へ感謝の気持ちを伝えることや、介護や延命治療に関する希望など共有することができます。

また、作成する中で自身の人生を整理することにも繋がります。

この度、当センターにおいても作成し発行することとなりました。

センター窓口・各校区のなんでも相談窓口にて配布しております。

(※おひとりにつき1部限定)



日常生活自立支援事業の利用について（おねがい）

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方などのうち、判断能力が十分ではない方を対象とする『日常生活自立支援事業』を行っています。事業内容は福祉サービスの利用のお手伝いと日常的な金銭の管理が主となっています。利用者の多くは関係機関の皆様からの紹介です。この事業は、本人と契約を行うことで利用できるもので、本人が本事業のことをおおむね理解し、利用意思を示すことが必要です。当センターにご相談される際には、ご本人さまの意向確認をしっかりとご確認頂きますようお願いいたします。

日常生活自立支援事業は、本人の利用意思をもとに、意思決定を支援します。判断能力の低下がみられない方は利用対象となりません。また、この事業が他の制度やサービスを利用するための条件となることはありませんので、「〇〇してほしいければ日常生活自立支援事業を利用してください」と本人にすすめることはご遠慮ください。

ご活用ください！ 『専門職のための権利擁護相談窓口』

当センターは、一般市民向けの弁護士相談窓口とは異なり、相談業務をおこなう関係機関や関係者向けの弁護士相談窓口を開設しています。日頃業務でご担当されている方で、『債務請求（消費者金融・携帯料金等）』『親族間トラブル（金銭搾取・相続問題等）』『死後の不安（遺言・遺産相続等）』『成年後見制度の利用検討』などでお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひご相談ください。

実施日：毎月第3金曜日

時 間：午後1時 ～ 午後3時（相談時間1コマ 40分程度） ※要予約 ☎06-6841-9382

費 用：無 料

場 所：豊中市立地域共生センター東館2階相談室